



防災会だより

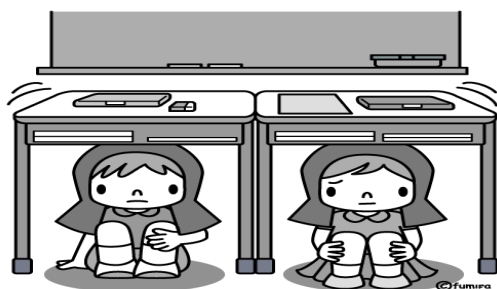
第 24 号

平成 21 年 03 月 21 日 発行
発行責任者：防災管理部長
橋本壽与

防災会 平成 20 年度 事業実施報告と次年度への課題

当年度初めに事業計画を立案し、皆様のご協力を得て計画的に実施してきたことの要約を報告します。

防災会規則 第 4 条(事業)	平成 20 年度 事業計画	平成 20 年度 事業実施報告	次年度 への課題
1. 防災についての知識の普及に関すること。	防災知識の更なる普及 — 研修会、” 防災会だより ” などによる啓蒙	・ 防災会役員、常任者による研修会を 2 回実施 ・ ” 防災会だより ” を年 3 回発行 ・ 平成 21 年 1 月から松風台自治会ホームページに参加して広報を試行	・ 松風台自治会ホームページも利用して自治会員全体への広報活動【実施案内と結果報告】
2. 防災訓練の実施に関すること。	防災訓練の充実 — ” 松風台大災害発生時の行動指針 ” の見直改訂を含む	・ 9/13 消防署員の指導により放水訓練 ・ 9/20 残念ながら台風接近により中止 ・ 2/15 避難生活訓練の実施 ・ 3/15 松風台大災害発生時防災行動指針の新規制定 ↓ 裏面を参照ください	・ 悪天候の場合は翌日に延期して実施 ・ 新たな ” 行動指針 ” に基づく訓練計画
3. 防災用資材、機材の備蓄及び維持管理に関すること。	防災用資材、機材の適正な備蓄 — 救護用品の計画的補充など	・ 消防ホース 20m 2 本 追加配備 ・ 最小限の応急救護用品は各防災倉庫に確保済み	・ AED の設置は、予算と保守の面でまだ時期が早い
4. その他、本会の目的達成のため必要と思われること。	災害弱者の救済計画立案 — 自治会との連携による防災ルールの見直改訂	・ 防災ルール見直改訂諮問委員会を設けて所期の目標は達成 ・ H21/1 月 “松風台大災害時要援護者支援規程” が自治会で新規制定	・ 構築した防災ルールに基づき 自治会、防災会が一体で活動



防災会 常任者を募集しています。

連絡先 防災会 橋本壽与

松風台 これからの防災力維持向上のために ご協力をお願いします。

防災ルール見直諮問委員会の諮問に基づいて、下記の通り制定されました。
全文の詳細は [松風台自治会ホームページ](#) > [防災会](#) > [規則・指針](#) をご覧ください。

松風台大災害発生時防災行動指針

松風台自治会防災会

平成21年3月15日 制定

1. 目的

本指針は、地震などの大災害が発生した時に、松風台の住民が被害を最小限にする為に、とるべき防災行動を示す。

2. 大災害の想定

茅ヶ崎市はいろいろな地震被害が想定されており、代表的な地震の規模と被害想定を表-1に示す。これは神奈川県地震被害想定調査が発表し、茅ヶ崎市防災対策課が公表しているもの。

表-1 代表的な想定地震の発生の可能性と被害想定 ()内は松風台の想定人数

代表的な 想定地震	発生の可能性など							
	平均震度	罹災者	避難所 避難者	死者	木造家屋 大破率	発生3日後のライフライン被害		
						電気	都市ガス	水道
東海 地震	駿河トラフを震源地とするマグニチュード8クラスで、大規模地震対策と特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されている。							
	5.26	3,100人 (22人)	1,400人 (10人)	10人未満 (1人以下)	1.80%	0.20%	93.00%	10.00%
南関東 地震	相模トラフを震源地とするマグニチュード7.9クラスの地震で、1923年の関東大地震再来型で今後100年から200年先に地震の発生の可能性が高いとされている。							
	6.31	15万人 (1,040名)	71,000人 (490名)	1,400人 (10名)	30.60%	66.40%	100%	100%

平成11年3月 発表

3. 防災行動の目次

